

42 地方入国管理局別 難民認定の受理及び処理人員

地方入国管理局		難 民 認 定									
		受 理				既 済					未 済
		総 数	旧 受	新 受	他から移管	総 数	認 定	不 認 定	取 下 げ	他に移管	
総	数	163	106	52	5	62	1	32	24	5	101
東	京	118	84	34	-	36	1	24	6	5	82
大	阪	5	2	2	1	3	-	3	-	-	2
名	古	28	19	5	4	11	-	4	7	-	17
広	島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福	岡	11	-	11	-	11	-	-	11	-	-
仙	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
札	幌	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高	松	1	1	-	-	1	-	1	-	-	-

(注) この表は、出入国管理及び難民認定法第61条の2による人員である。

43 インドシナ難民に対する一時^ひ庇護のための上陸許可人員

区 分		一 時 庇 護 の た め の 上 陸 許 可						
		受 理 (仮 上 陸 許 可)			既 済			
		総 数	旧 受	新 受	総 数	許 可	不 許 可	取 下 げ
総	数	6	6	-	6	-	6	-

(注) 一時^ひ庇護のための上陸許可が申請された場合、仮上陸許可により申請人を上陸させるが、この仮上陸許可は、第25表(172ページ)「地方入国管理局・支局及び港別 上陸の口頭審理の受理及び処理人員」における仮上陸許可には含まれない。